

岩室村職員の給与等を公開します。【平成15年4月1日現在】

〈村職員の給与・定員管理等のあらましを村民の皆さんに知っていただくために、その内容についてお知らせします。〉

1. 平成14年度人件費の状況(普通会計決算)

※国保、老保、介護保険人件費を除く (単位:人・千円・%)

住民基本台帳人口 (H15.3.31現在)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 (B/A)	平成13年度 の人件費率
9,933	3,651,965	119,564	936,591	25.6	24.6

(注) 人権費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

2. 職員給与費の状況(平成15年度 普通会計予算)

(単位:人・千円)

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
116	433,766	46,766	182,110	662,642	5,712

(注) ①職員手当には退職手当を含みません。
②給与費は当初予算に計上された額です。

3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(単位:円・歳)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
岩室村	323,200	41.0	232,500	40.1
新潟県	359,981	42.8	336,142	45.5
国	327,623	40.5	286,340	48.9

4. 職員の初任給の状況

(単位:円)

区分	岩室村		新潟県		国	
	初任給	採用2年経過 日給料額	初任給	採用2年経過 日給料額	初任給	採用2年経過 日給料額
一般行政職	大学卒 171,500	185,600	178,400	191,600	171,500	185,600
	高校卒 139,500	149,200	144,000	155,000	139,500	149,200

(注) 初任給は卒業後直ちに採用された場合の月額です。

5. 一般行政職の級別職員数の状況

(単位:人・%)

区分	岩室村								計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
標準的な 職務内容	主事補 主事	主事補 主事	主事 主事	主査 主任	係長 主査	参事	課長	課長	
職員数	1	5	10	8	17	9	5	5	60
構成比	1.7	8.3	16.7	13.4	28.3	15.0	8.3	8.3	100.0
参考 1年前の 構成比	3.3	11.5	14.7	13.1	27.9	13.1	8.2	8.2	100.0

(注) ①岩室村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
②標準的な内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
③税務職、保健師職、保育士職、技能労務職、教員職は含みません。

6. 職務手当の状況

区分	岩室村		国・県
	【期末手当】	【勤勉手当】	
期末・勤勉 手当 (支給割合)	○ 6 月期	1.55 月分	岩室村 と同じ
	○ 12 月期	1.70 月分	
	計	3.25 月分	
	・職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当		【自己都合】	岩室村 と同じ
	○ 勤続 20 年	21.00 月分	
	○ 勤続 25 年	33.75 月分	
	○ 勤続 35 年	47.50 月分	
	○ 最高限度額	60.00 月分	
	○ その他の特別措置 ・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) ○ 退職時の特別昇給 ・原則1号給。勤続退職の場合は1号給加算		

扶養手当	○ 配偶者	14,000 円	岩室村 と同じ
	○ 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	各6,000 円	
	○ 3人目以降	5,000 円	
退職手当	○ 借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に 対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円 まで支給		岩室村 と同じ
	○ 自宅 月額1,000円。ただし、住宅を新築・購入した場合5年 間は2,500円		
通勤手当	○ 交通機関等利用者 負担している運賃の額に応じて最高50,000円まで 支給		岩室村 と同じ
	○ 交通用具(自動車等)使用者 片道の利用距離に応じて2,000円(2km以上5km未 満)から最高20,900円(40km以上)まで支給		

7. 特別職の給料・報酬等の状況

区分	給料等月額	期末手当	
		6 月期	1.70 月分
給料	村長	748,000 円	
	助役	585,000 円	
	教育長	468,000 円	
報酬	議長	302,000 円	12 月期 1.80 月分
	副議長	236,000 円	
	議員	214,000 円	計 3.50 月分

8. 部門職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分	部門	部員数			対前 年増 減数	主な増減 理由
		平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度		
一般行政 部	議 会	2	2	2	0	3名減は退 職者不補充
	総務企画	16	18	18	0	
	税 務	8	8	8	0	
	民 生	42	43	42	▲1	
	衛 生	10	9	9	0	
	農林水産	10	10	10	0	
	商 工	4	2	2	0	
	土 木	7	5	4	▲1	
	小 計	99	97	95	▲2	
	特別行政 部	教 育	22	22	21	
普通会計合計		121	119	116	▲3	
公営企業等 会計部門	水 道	7	7	7	0	
	下 水道	1	2	2	0	
	小 計	8	9	9	0	
合 計		129	128	125	▲3	

(注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長含)であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。課の職員数とは異なります。

一緒に考えましょう。市町村合併

市町村合併の行方 No.23

岩室村議会 12月定例会で 「新潟地域合併協議会」 設置議案が可決されました

先月の広報いわむろでは、これからのスケジュールとして、各関係市町村では、12月議会において法律に基づく「法定協議会」設置の議決を行う予定であることをお知らせしました。そして、本村でも、先般、岩室村議会が開催され「法定協議会」である「新潟地域合併協議会」の設置について議案が可決されましたので、その概要をお知らせします。

去る12月11日より、本村では岩室村議会定例会が開催され、その初日、本会議で新潟市を中核とする関係市町村の「法定協議会」である「新潟地域合併協議会」の設置について議案が提出されました。

冒頭、坂爪村長は「この議案について『先般の『地区別住民説明会』からもこの合併については、住民の意は得られていると判断するものである。これまでの『任意協議会』から引き続き、よりその推進を確実にするため、『法定協議会』を定めていきたい。この引き続きの参加をしていきたい。この合併を実現するため『法定協議会』設置規約の制定を願いたい」とその趣旨について説明をしました。

そして、その席上、賛成と反対のそれぞれ、坂爪村長は「この議案について、これは『任意協議会』で議論を進めてきた新潟地域合併協議会の精査や合併の期日等その他の未協議項目、あるいは、その他の合併に関するさまざまな事項について、さらに協議を深めていくことになり、

なお、『法定協議会』の具体的な組織体制やその任務、運営、開催の時期などは、今後、関係市町村との協議を進めながらその詳細を決定していくこととなります。

そして、関係市町村によりその規約を定め、関係市町村の議会での議決を必要とするものであり、また、その設置

「法定協議会」とは「どのようなるものか」というか

「法定協議会」とは、地方自治法及び合併特例法に基づいて設置をする協議会です。

「新潟地域合併協議会」規約

(協議会の設置)
第1条 新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、楯形町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村(以下「関係市町村」という)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第3号、以下「法」という)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という)を置く。

(協議会の名称)
第2条 協議会は、新潟地域合併協議会と称する。

(協議会の任務)
第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
(1) 関係市町村の合併に関する協議
(2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
(3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町村の合併に
関し必要な事項

(協議会の事務局)
第4条 協議会の事務局は、関係市町村の長が協議して
定めた場所に置く。

(組織)
第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組
織する。

(会長及び副会長)
第6条 会長は、関係市町村の長が協議して、次条第
1項の規定により委員となるべき者の中からこれを
選任する。
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、次条第1項に定める委員の互選による。
4 副会長は、会長を補佐する。
5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)
第7条 委員は、次の者をもって充てる。
(1) 関係市町村の長及び市の助役
(2) 関係市町村の議会の議長
(3) 関係市町村の議会の議長がそれぞれ推薦した当該
議会の議員
(4) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験者
2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)
第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、
会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理
する。

(会務)
第9条 協議会の会議(以下「会議」という)は、会長
が招集する。
2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項
とともに会長があらかじめ委員に通知しなけれ
ばならない。

(会議の運営)
第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、
これを開くことができない。
2 会長は、会議の議長となる。
3 会議の議事その他協議会の運営に必要事項は、
会長が会議に諮って定める。

(事務局)
第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局
を置く。
2 事務局の職員は、関係市町村の長が協議して定め
た者をもって充てる。
3 前項に定めるもののほか、事務局に必要事項
は、会長が別に定める。

(経費)
第12条 協議会に要する経費は、関係市町村が負担する。

(監査)
第13条 協議会の出納の監査は、関係市町村の監査委員
のうち3人に委嘱して行う。この場合において、監
査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)
第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務
に必要事項は、関係市町村の長が協議して定め
る。

(協議会解散の場合の措置)
第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の
収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者が
これを清算する。
(その他必要事項)
第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し
必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則
この規約は、告示の日から施行する。